

# 県から市町村への権限移譲推進要綱

平成15年9月8日 制定 平成17年4月1日 改正

平成16年8月9日 改正 平成18年6月26日 改正

## 第1 要綱の趣旨

県から市町村への権限移譲については、平成11年度から14年度までを計画期間とした「県から市町村への権限移譲推進計画」第一次計画及び第二次計画を策定し、住民に身近な行政をできる限り身近な地方公共団体において処理することを基本とし、県と市町村との新たな協力体制の確立に向けて、推進してきたところである。

本要綱は、基礎的自治体としての市町村の重要性のさらなる高まりと、市町村合併の進捗状況を踏まえ、県から市町村への権限移譲をより一層促進するために策定するものである。そのため、権限移譲に関する県の基本的な考え方や対象とする事務、支援措置を明確化するとともに、県として市町村に権限移譲が可能と考える事務を一括して明示（メニュー化）し、市町村の申し出による移譲方式（個別移譲方式及び包括移譲方式）を取り入れることとした。

今後、本要綱を基に、地方分権の担い手として意欲を持つ市町村に対して、県からの権限移譲をさらに進め、市町村が自らの責任と判断で地域づくりができる環境をより一層整え、全国に先駆けた分権型社会の実現を推進するものである。

## 第2 権限移譲を実施するに当たっての基本的な考え方

- (1) 住民に身近な事務は、極力基礎的自治体である市町村において処理すべきであるとの考えに基づき、県の権限のうち、市町村が適切に行使できると判断されるものについては市町村に移譲することを原則とする。

県内市町村からの要望、地方六団体からの要望、他府県の

先進事例、中核市、特例市制度、本県における昨年度の研究成果（「地方分権時代における県と市町村とのあり方研究会報告書」）等を踏まえ、県として可能な権限移譲を最大限進める。

- (2) その効果を十分発揮するため、権限の移譲に当たっては、財源措置のみならず、必要な人的支援もあわせて実施する。
- (3) 特に、合併市町村に対しては、広域圏又は広域圏に準じた広がりを持つこととなる新市を中心に、合併により集約されたマンパワーを活用したより高度な行政サービスの実現や、合併を契機として、より自主的な町づくりを進めるための権限を拡充するなど、合併の効果をさらに高めるための権限移譲を行う。
- (4) 市町村への権限移譲の検討にあわせ、県組織のあり方、特に地方機関のあり方などについても、あわせて見直しを進めるなど、県政改革のより一層の推進を図る。

### 第3 実施期間

平成15年度から平成19年度までの概ね5ヶ年度とする。

### 第4 権限移譲の方式

#### 1 権限移譲の対象となる事務のメニュー化

本要綱に基づいて、別途「移譲可能事務一覧」を取りまとめ、県として移譲が可能と判断する権限（以下「移譲可能事務」という。）及び移譲に当たって必要となる条件をまとめて示すこととし、その選定に当たっては、市町村に対して移譲を希望する事務の照会を行う。

また、移譲可能事務は、市町村からの移譲希望状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、新たな項目の追加等を行うものとする。

#### 2 市町村の申出による権限移譲方式

県は、以下の権限移譲の方式及び移譲可能事務の内容につい

て、市町村に十分説明するなど、移譲の実施に努める。

( 1 ) 個別移譲方式

市町村は県に対し、「移譲可能事務一覧」中「 1 . 個別移譲事務」に示された事務のうちから、移譲を希望する事務について申出を行い、協議の上、具体的な移譲事務の内容を決定する。

( 2 ) 包括移譲方式

市町村は県に対し、「移譲可能事務一覧」中「 2 . 包括移譲事務」に示された事務パッケージのうちから、その規模や能力、まちづくりの方向性を踏まえ、希望するものについて申出を行い、協議の上、一括した移譲事務を決定する。

## 第 5 実施基準

県の権限に属する事務のうち、以下の分類などに属するものについて、主として、住民の生活に密接に関連する権限で、市町村に移譲することにより住民の利便性が向上するものであるか、県において当該事務を行うことより、市町村において行うことのほうが行政の効率性、迅速性が増すものであるか、性質上広域的なものでなく、市町村に移譲することにより、市町村自らの個性的な地域づくり・暮らしづくりを可能にするものであるか、市町村等から特に移譲の要望のあったものであるか、という観点から検討を行い、市町村に権限移譲することが可能なものを「移譲可能事務一覧」に一括して示す。

- ( 1 ) 中核市の権限である事務
- ( 2 ) 特例市の権限である事務
- ( 3 ) 市の権限である事務（町村を対象）
- ( 4 ) 知事が地方機関の長に委任している事務の一部など、一定地域内において完結する事務
- ( 5 ) 市町村からの要望に基づく事務
- ( 6 ) 合併後市町村への権限移譲として合併協議会から要望の

ある事務

- (7) 合併特例法の規定に基づき合併協議会において策定する建設計画に記載された県事業にかかる事務
- (8) 国・県の報告書、地方六団体の意見等において市町村に権限移譲すべきとされた事務
- (9) 他府県において権限移譲が行われた実績のある事務で、本県においても移譲の検討が適当と思われる事務

## 第6 実施方法

### 1 県と市町村の協議及び条例の改正

県は、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、市町村の申し出を受けて権限を移譲するに当たっては、当該市町村の移譲事務処理実施体制等に関して、あらかじめ十分に協議を行い、最終的に市町村の意向を確認後、県において「事務処理の特例に関する条例」を改正し、権限の移譲を行う。

### 2 移譲を受けた市町村の責務と県の支援

県から権限の移譲を受けた市町村は、自らの責任において移譲を受けた事務を適正に処理し、責任の所在が不明確となるなどの弊害が生じることのないよう、必要な事務処理体制を整備する責務を負うものである。

また、県としても移譲が円滑に行われるように、積極的に市町村を支援するものとする。

## 第7 県の支援措置

### 1 財源措置

事務処理に必要な人件費、賃金、旅費、需用費、役務費等の経費単価を設定し処理件数によって交付金額を積算の上、「宮城県移譲事務交付金交付要綱」に基づき、事務処理交付金として交付する。

さらに、新規移譲事務については、初年度調整交付金を交付

するとともに、包括移譲方式による権限移譲に当たっては、一括移譲することにより発生する財政需要に対して、必要となる諸経費を措置することとする。

## 2 人的支援措置

本要綱に基づき権限の移譲を受けた市町村から県に対し職員の派遣の求めがあった場合には、地方自治法第252条の17の規定により派遣（自治法派遣）することを基本とする。

### （1） 県職員派遣方法及び期間

移譲事務量が1人役を超える場合

当該市町村との協議に基づき所要の人員を自治法派遣（併任）することができるものとする。

派遣期間は、市町村における当該事務処理の能率化、合理化等が図られるための必要期間とし、原則として1年間とする。

ただし、市町村の求めにより、派遣期間を延長する必要がある場合には、原則として1年間、特別の事情があると県が認める場合においては、最大限2年間延長することができるものとする。

移譲事務量が1人役に満たない場合

当該市町村との協議に基づき一定期間職員を市町村に出張させる等により事務指導等を行うことができるものとする。

また、一定の資格・高度な専門知識を有する職員を必要とする場合において、市町村の求めにより、「相互人事交流制度」の活用等も検討する。

### （2） 人件費等の負担

（1） により派遣される職員の人件費については、地方自治法第252条の17の規定により派遣を受けた市町村の負担とするが、事務指導等を行う場合の経費の負担につ

いては、当該市町村と別途協議の上定める。

なお、事務処理交付金においては、別途人件費も含め、適切に県から市町村に交付する。

### 3 移譲前研修

移譲される事務に関し、移譲前に市町村職員に対する研修の必要がある場合には、当該事務を所管する主務課等が作成する研修計画により、県が実施する。

### 4 適切な事務引継

県は、移譲される事務について、必要に応じて説明会を開催するとともに、文書の整理・引継はもとより、事務処理マニュアルの作成・提供を行う等、適切な事務引継に努める。

### 5 移譲後の助言

法令の改正や処理基準の変更などにより、移譲された事務を市町村が行うに当たり影響が生じる場合は、県は、市町村の求めに応じて研修会の開催を行うなど、当分の間、必要な支援に努めるものとする。

## 第8 県民への情報提供

移譲される事務及び移譲市町村（所管課）については、各種広報や通知などにより十分な期間をもって県民及び関係機関に周知を図るとともに、権限移譲の進捗状況については、市町村ごとの状況も含めて、県ホームページや広報を通じて広く定期的に公表する。